

2012年9月4日

内閣総理大臣 野田 佳彦殿  
原発担当大臣 細野 豪志殿  
原子力安全規制組織等改革準備室室長 森本 英香殿

### 原子力規制委員会人事案に関する質問・要請書

原子力規制委員会の人事案に関して、多くの市民が署名や官邸前行動などで反対の意思を示しています。また、民主党などからも反対の声があがっていることなどの理由により、今国会における採決は見送られ、野田総理による委員の任命が行われる方向であることが報道されています。

本人事案に関しては、市民・弁護士・国会議員から 原子力規制委員会の設置法の趣旨に反すること、同法7条7項3号に定める欠格条項、7月3日付政府ガイドラインの欠格条項に該当すること、委員長候補の田中俊一氏は、原子力委員会の委員長代理時代に秘密会合に参加するなど、福島原発事故を引き起こした原子力推進行政の責任があること、田中俊一氏・中村佳代子氏は、低線量被ばくの影響を軽視するなど、委員候補の資質に疑問があることなどの疑問が呈されてきました。これらの疑問については、何ら説明がなされていない状況です。

総理による委員の任命は、原子力規制委員会設置法附則第二条第3項に定められていますが、これはあくまで、「国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないとき」であり、現在のように国会は開かれているが、本会議にかけることができない、あるいは採決することができない状況、市民・弁護士・国会議員からの疑問に政府が答えていない状況下で、この規定を適用するべきではありません。

以下、質問します。

#### 質問事項

#### 1. 原子力規制委員会設置法および政府ガイドラインとの関係について

8月28日、中央合同庁舎4号館前路上における準備室回答は以下の通りでした。

日本原子力研究開発機構（以下 JAEA）は、原子力規制委員会設置法7条7項3号で欠格とされている「原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者」に該当する。

JAEA 現職の更田豊志氏は、就任時に退任するため、原子力規制委員会設置法違反とはならない。

一方、JAEA は、7月3日付け政府ガイドライン（平成24年7月3日付内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室「原子力規制委員会委員長及び委員の要件について」、以下政府ガイドライン）「要件」（ ）にある「原子力事業者等」に該当しない。

政府ガイドラインでは、法律上の欠格要件に加えて、「就任前直近3年間に、原子力事業者等及びその団体の役員、従業員等であった者」を欠格要件としている。

- 1 . 「原子力事象者等」に関しては、原子炉等設置法 5 8 条 1 項、および「原子力損害の賠償に関する法律」第 2 条第 3 項に定義がある。  
7 月 3 日付け政府ガイドライン「要件」にある「原子力事業者等」は、原子炉等規制及び原子力損害の賠償に関する法律にある「原子力事業者等」と同じ定義か。違うとすれば、あえて法律と違う定義にした理由について、明らかにされたい。
- 2 . 原子力規制委員会第 7 条第 7 項 3 号の「原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者」は、原子炉等規制法にある、「原子力事業者等」及び原子力損害の賠償に関する法律にある「原子力事業者」と同じ定義か。
- 3 . JAEA が、7 月 3 日付け政府ガイドライン「要件」にある「原子力事業者等」に該当しない理由について、再度、ご教示頂きたい。
- 4 . 設置法により、原子力規制委員会の委員長及び委員については、第 11 条第 3 項において、兼任が禁止されている。よって、原子力事業者の雇用者や役員も退職すれば第 7 条第 7 項 3 号に抵触しないということであれば、第 7 条第 7 項 3 号はその意義を失うと考えられるが、いかがか。
- 5 . 日本アイソトープ協会は、研究系・医療系の放射性廃棄物の集荷・貯蔵・処理を行っている。原子力規制委員会第 7 条第 7 項 3 号の「原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者」に該当すると考えられるが、いかがか。該当しないとすれば、その理由は何か。
- 6 . 原子力規制委員会発足後、放射性廃棄物処理業務の安全基準の設定、許認可を行う機関はどこか。
- 7 . 少なくとも田中俊一氏、更田豊志氏、中村佳代子氏の三氏の人選については、原子力規制委員会設置法の趣旨である、「利用と規制の分離」「原子力安全規制に対する国民の信頼を得る」「原子力ムラからの影響排除」のいずれにも反している、準備室の見解を伺いたい

## II. 現在の候補者の資質について

- 1 . 田中俊一氏は 8 月 1 日の衆議院議運における所信聴取において、原子力委員時代に、いわゆる秘密会議に参加していることを認めた。
  - 1 ) いつ、どのような会議に参加したのか。
  - 2 ) この件について追加調査の状況を明らかにされたい。
- 2 . 政府は、田中俊一候補について、「原子力に責任のある専門家として国民に深く謝罪するとともに、原子力安全のあり方を訴えた。また、福島県における放射能除染活動に自ら先頭に立って取り組んでいる。事故を踏まえた強い反省に立って安全規制の改革に取

り組む明確な姿勢を示している。」などとしているが、現実には以下のように問題があり、原発事故被災者をはじめ、多くの国民から批判、不信、怒りの声があがっている。

2011年4月1日の田中俊一氏の謝罪に関して「国民に深く謝罪する」とは、何を謝罪しているのか内容が明らかではない。また、田中氏が、原子力推進を中枢で進めてきたことについては言及していない。これについて、政府・準備室としてのお考えはいかがか。

田中氏は事故後、伊達市と飯舘村に入り、除染事業を行った。飯舘村の長泥地区では区長の家で除染を強行したが、線量は下がらず、家の中でも毎時3～4マイクロシーベルト程度であった。田中氏は大量の汚染土を置き去りにして村を後にした。のちに長泥地区は帰還困難区域とされ、立ち入り禁止状態となった。それでも田中氏は除染の限界を認めず、さらなる除染が必要だと繰り返し述べている。およそ科学的な判断ではない。これについて、政府・準備室としてのお考えはいかがか。

原子力損害賠償紛争審査会では、自主的避難者への賠償に真っ向から反対した。そして帰還基準を避難基準と同じ年間20ミリシーベルトとした。これを少しでも下回れば、1ヶ月程度で賠償を打ち切り、帰還を促すよう主張した。所信聴取では、避難者への賠償に反対した理由として残留者との不公平を挙げていたが、田中氏は実際には、審査会が、自主的避難者にも残留者にも同額の賠償を行うことを決めた後でも反対しており、所信聴取での発言は事実ではない。これについて、政府・準備室としてのお考えはいかがか。

田中氏は、2011年8月23日第32回原子力委員会で「100mSvというのは健康に大きな影響がないということ。このあたりをどう今後住民に、折り合いをつけていただくかということが大変大事」と述べている。100mSvは健康に影響がないというのは、日本の放射線防護法体系やそれが参考にするICRPの諸原則（公衆の線量限度は年1mSv、低線量であれば影響がないという閾値は存在せず、できるだけ線量を低くすべき）に反する考えであり、それをもって、住民に被ばくを強いても構わないとしている。これについて、政府・準備室としてのお考えはいかがか。

田中氏は同じ会合で、以下のようにも述べている「この状況のままで今後の原子力の再生は非常にもう、個人の考えですけれども、絶望的です。とにかく何らかの形で除染をしてきちっと行い、避難住民が帰ってこられるような状況をつくり出されない限りはこれからの原子力発電を含めてそういったものはどう政策を進めていいかわからないなということがありましたので、私自身はそういう思いもあります」すなわち、彼が、除染と帰還、住民に被ばくを強いてまで「福島を元に戻すこと」にこだわっているのは、原子力推進政策の再生を望んでのことである。事故後の発言である。これについて、政府・準備室としてのお考えはいかがか。

3. 中村佳代子氏は、「低線量被曝では子供と大人で発がんリスクに差がなく、原発事故による住民の被曝線量も十分に低い」(読売新聞 2012年7月22日)としている。また、

ストレスの方が健康に悪いという発言もしている。このように低線量被ばくのリスクを軽視する人材を、原子力規制委員会の委員とすることは不適切と考えるがいかがか。

### III.野田総理による任命について

報道によれば、民主党の輿石幹事長は、今の国会中に、衆・参両院で同意が得られなかった場合には、野田総理大臣が委員を任命することで対応すべきだという考えを示している。

原子力規制委員会設置法附則第2条第3項：

この法律の施行後最初に任命される委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第三項及び第四項の規定を準用する。

原子力規制委員会設置法第7条第3項：

委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

1. 現在のように、人事案が議運にかかっているのにも関わらず、本会議にかけられていないのは、議運における野党側の質問および要請に政府側が十分な回答をしていないこと、および与党・民主党からも現在の人事案に対する懸念や反対があがっていることによる。設置法の附則第二条第3項でいう「国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができない」こととは異なる状況であると考えるが、いかがか。
2. 政府が、人事案について議運における野党側の質問および要請に応えられていない現状、人事案について設置法や政府ガイドライン違反、および法の趣旨に反するという指摘がでている現状を踏まえれば、野田総理による委員の任命を行うべきでないと考えがいかがか。
3. 9月1日付日経新聞で、「法律上は、原発事故に伴う原子力緊急事態宣言が出ている現状が続くなら、国会の同意がなくても人事の撤回は迫られない」と報道されているが、これは事実か。事実とすれば、その法的根拠は何か。

#### 要請事項

1. 原子力規制委員会人事に関しては、多くの国民が懸念を抱き、疑問を感じています。上記の質問の一つひとつについて、公開の場で説明して下さい。
2. 私たちは、4万筆以上の署名を添え、下記の要請を複数回にわたり提出しています。これに関しても、責任のある回答をお願いいたします。

- 1) 現在の人事案を白紙撤回し、原子力ムラの影響を完全に排除した案に差し換えること。

- 2) 選定基準、選定に当たった内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室の体制、政府による選定プロセスを明らかにすること。
  - 3) 国民の意見をきくためのプロセスを設けること。パブリック・コメントを設けること
3. 野田総理は、現在の人事案について、政府が今国会の議運での野党側質問に答えられていない現状、与党・民主党内からも疑問や反対の声が上がっていることを重く受け止めるべきです。
- このような状況での総理による任命は、設置法附則第2条第3項の定める、「国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないとき」には該当しません。改めて、人事案の白紙撤回を求めます。

以上

福島老朽原発を考える会（フクロウの会）  
 国際環境 NGO FoE Japan（フレンズ・オブ・ジ・アース・ジャパン）  
 eシフト（脱原発・新しいエネルギー政策を実現する会）  
 福島原発事故緊急会議  
 再稼働反対！全国アクション  
 原発を考える品川の女たち  
 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会  
 グリーン・アクション  
 プルトニウムなんていらぬよ！東京

脱原発弁護団全国連絡会      共同代表 河合弘之  
     同     海渡雄一  
     事務局長 只野 靖  
 < 弁護士有志 >                      福田健治、河崎健一郎